

山形県県土整備部が発注する業務・工事におけるオンライン電子納品試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、電子納品されたデータの円滑な運用、成果品取りまとめの省力化を目的として、受注者がインターネット上で電子成果品を登録することで納品を行う運用（以下「オンライン電子納品」という。）の試行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本要領における用語の定義は以下のとおりとする。

(1) オンライン電子納品

電子成果品をインターネットで納品することをいう。

(2) オンライン電子納品システム

オンライン電子納品機能と保管管理機能を備えたシステムのことをいう。

(対象)

第3条 オンライン電子納品は、山形県電子納品運用マニュアルに定める電子納品対象業務・工事のうち、以下の業務・工事を対象とする。ただし、業務・工事の特性上、オンライン電子納品の実施が適当でないとして発注者が判断したものについては、従前の CD-R 等での納品を行うこととし、対象外とすることができる。

(1) 業務：全て（用地補償業務を除く）

(2) 工事：全て

(実施手続)

第4条 対象業務・工事は、特記仕様書にオンライン電子納品の対象である旨を明示する。

(利用システム)

第5条 オンライン電子納品は、（一社）社会基盤情報流通推進協議会の運営するシステム「My City Construction」（以下「オンライン電子納品システム」という。）により実施する。

参考 URL：<https://mycityconstruction.jp>

(手順)

第6条 オンライン電子納品は、以下の手順により実施する。

(1) 事前協議

電子納品事前協議チェックシートにオンライン電子納品の対象と記載する。

(2) ユーザ登録

受注者は、過去にオンライン電子納品システムの利用実績がない場合、オンライン電子納品システムのユーザ登録を行う。利用実績がある場合には、作成済みのアカウントを利用する。

(3) 成果品登録

受注者は、山形県電子納品チェックソフトを用いてチェックを行ったうえで、電子成果品の登録作業を行う。なお、工期内に発注者の承認を受けること。

(4) 登録内容確認

発注者は、登録された成果品を確認し、承認作業を行う。登録された成果品に不備がある場合は、差戻しを行い、受注者は成果品を修正し、再度登録を行う。

(5) 登録確認書類

受注者は、オンライン電子納品の電子成果登録証明書を発注者に提出する。提出は、工事完成図書として工事写真に添付するものとする。

(6) 検査

検査は、閲覧用機器にデータをコピーして実施する。(従前と同様)

ただし、検査時にインターネット接続通信設備を準備できる場合は、オンライン電子納品システムに登録された成果品をシステム上で閲覧することで実施する。なお、システム閲覧用機器の準備は、原則として受注者が準備する。

(7) 成果品の修正

検査の指摘等により、成果品の修正が必要となった場合、受注者は成果品を修正し、再度登録を行う。

(システム登録時の留意事項)

第7条 電子成果品は、山形県電子納品運用マニュアルに基づき作成するものとするが、以下に留意すること。

(1) 業務・工事名称

業務・工事名称を記入する。また、永年保存する重要構造物等にかかわる業務・工事の場合は、業務・工事名称の後に、「【永年】」と追記する。

(例：令和○年度○○事業（交付金）一般県道○○線○○橋上部工制作・架設工事【永年】)

なお、永年保存の判断は発注者が行うものとする。

(2) フォルダ構成

ルート直下を電子納品のフォルダ構成とする。ディスク毎に分割されたフォルダ構成としないこと。

(システム上におけるデータの取扱い)

第8条 オンライン電子納品システム上における電子成果品の取扱い(同システム上の設定)は、原則「非公開」とする。

(成果品)

第9条 オンライン電子納品を実施する場合の業務・工事における成果品は、オンライン電子納品を標準とし、CD-Rや紙媒体の提出は不要とする。

(オンライン電子納品に係る費用)

第10条 オンライン電子納品に係る費用は、下記のとおりとする。なお、第9条に規定する成果品の作成に加えて、従前の紙媒体での成果品の納品を求めることのないよう留意すること。

(1) 業務：「諸経費」等に含まれる。

(2) 工事：「共通仮設費（技術管理費）」に含まれる。

附則

この試行要領は、令和6年10月1日以降に実施設計書を作成する工事に適用する。

附則

この試行要領は、令和7年4月1日以降に実施設計書を作成する業務・工事に適用する。

(参考) 特記仕様書の記載例

<記載例>

第〇〇条 オンライン電子納品対象工事

- 1 この工事は、山形県県土整備部が発注する工事におけるオンライン電子納品試行要領（以下「要領」という。）に基づくオンライン電子納品の対象工事である。
- 2 実施にあたっては「要領」に基づくものとする。この「要領」は、以下の URL から入手できる。
<https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/nyuusatsujouhou/jouhousystem/onlinedenshinouhin.html>
- 3 オンライン電子納品は、（一社）社会基盤情報流通推進協議会の運営するシステム「My City Construction」（以下「オンライン電子納品システム」という。）により実施する。

参考 URL：<https://mycityconstruction.jp>